法改正情報

平成25年9月10日
株式会社ERIアカデミー

建築物における天井及びエレベーター等の脱落防止措置に関する建築基準法施行令の一部改正等について

平成23年に発生した東日本大震災では、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じ、またエスカレーター等の脱落事案が多数確認されるなどしました。

今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令の改正や、関係告示の制定及び改正等が行われ、平成26年4月1日から施行されます（平成25年7月12日、8月5日公布）。

Ⅰ．改正等の概要について

建築基準法施行令（以下「令」という。）の改正や、関係告示の制定及び改正等が行われ、建築物における天井の脱落防止措置及びエレベーター等の脱落防止措置等について規定されました。

（1）特定天井に対する脱落防止措置の追加

1）特定天井の定義（令第39条第3項）

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として、特定天井が定義された。

特定天井とは、吊り天井であって次のいずれにも該当するものである。
・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
・高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの
・天井面構成部材等の単位面積質量が2kgを超えるもの

告示：特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成25年国土交通省告示第771号）

2）特定天井の構造

①腐食等防止措置の追加（令第36条第1項及び令第39条第4項）

特定天井で特に腐食、腐朽等のおそれがあるものについては、その防止措置をした材料の使用が義務化されるとともに、耐久性等関係規定に位置付けられた。

②脱落防止措置の追加（令第39条第3項）

特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることとされた。

国土交通大臣が定めた構造方法とは、次のいずれかである。
・仕様ルート：天井面構成部材等の単位面積質量を20kg以下とするなど、一定の基準に適合するもの
・計算ルート：所定の構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめられたもの

告示：特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成25年国土交通省告示第771号）

③構造計算の追加（令第81条第1項及び令第82条の5）

時刻歴応答解析及び限界耐力計算を行う場合、特定天井が地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめることとされた。

告示：超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1461号）、損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1457号）　など

3) 既存不適格建築物の増改築における対応（令第137条の2）

建築基準法（以下「法」という。）第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物の一定の増改築の際に、特定天井の脱落防止措置等が必要となった。（法第86条の7に定める既存の建築物に対する制限の緩和の内容に、特定天井の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合しなければならないことが追加された。）

国土交通大臣が定める基準とは、特定天井については前記 2）②を満たすことである。
（既存部分の天井（新たに設置するものを除く。）で増改築をする部分の天井と構造上分離している場合は、上記によらず、当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープなどの設置）を講ずることでもよい。）

告示：建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）

（2）エレベーター等に対する脱落防止措置等の追加

※関連する告示は平成25年9月10日現在未公布

①エレベーター等における釣合おもりの脱落防止及び耐震性の確保

（令第129条の4及び令第144条第2項）

エレベーター及び遊戯施設は、釣合いおもりについて地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであることとされ、また、構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであることとされた。

②エスカレーターの脱落防止対策の追加（令第129条の12第1項）

エスカレーターの構造は、地震その他の震動によって脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることとされた。

③エスカレーターの脱落防止対策の位置付け（令第129条の2の4第一号）

エスカレーターの脱落防止対策に係る規定（上記②）を法第20条に基づく技術的基準のうち建築設備に係るものとして定めることとされた。

④乗用エレベーター等以外のエレベーターで安全装置等の設置が適用除外される構造方法の明確化

（令第129条の11）

乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、昇降路、制御器又は安全装置に係る規定が適用除外となる場合について、「安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」と明確化された。

（3）その他

政令等の改正に伴い、建築基準法施行規則についても、確認申請書として提出する図書に関する内容や、計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する内容等が改正された。

Ⅱ．施行日について

平成 26 年 4 月 1 日

※詳細については国土交通省ホームページ等にて各自ご確認をお願いいたします。

以　上